

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和4年5月20日

佐賀県漁業就業者支援協議会

会長 立野 弘幸

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和4年度水産経営セミナー及び経営相談業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和5年3月3日（金）まで |
| (4) 履行場所 | 唐津市水産会館ほか委託者が指定する場所 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であることを要します。

- (1) 中小企業診断士の資格を有する者であること。
- (2) 令和29年4月1日から当該案件の公告日までの間に、農林漁業者に対して経営に関する研修及び相談業務を行った実績のある者であること。
- (3) 佐賀県内に事業所を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 入札の日の6ヶ月前から入札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者参加資格に関する事項

(1) 担当

〒847-0122 佐賀県唐津市唐房6丁目 4948-23

佐賀県漁業就業者支援協議会 事務局長 中牟田 (出納役 森)

電話 0955-58-8015

電子メールアドレス saga-shien@ray.ocn.ne.jp

(2) 仕様書等の交付方法

交付場所は上記の(1)で、令和4年5月20日(金)から令和4年5月30日(月)までの日(土日及び祝祭日を除く)の午前9時から午後5時までの間、随時交付します。また、佐賀県漁業就業者支援協議会のホームページからも入手できます。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札参加資格の確認

- ① 入札に参加しようとする者(以下「入札者という。」は、入札参加資格確認申請(様式第1号)に、次のア～イを添付のうえ、3(1)の担当者に令和4年5月20日(月)の午後5時までに持参又は書留により郵送してください。

ア 業務概要書

イ 履行実績調書

- ② 期限までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められる者は、入札に参加することができません。
- ③ 提出があった関係書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。
- ④ 提出された資料は、返却しません。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外に使用することはありません。
- ⑤ 入札参加資格の確認結果は、令和4年6月2日(木)までに通知します。また、通知の結果、参加資格がないと認められたものは、その理由の開示を令和4年6月7日(火)までに3(1)の担当に書面で請求することができます。

(5) 入札者の参加資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。

- ① 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別精算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- ② 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と認められるとき。
- ③ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

(6) 入札及び開札の日時並びに場所

- ① 日時 令和4年6月9日(木)午前11時
- ② 場所 佐賀県高等水産講習所2階会議室
- ③ 入札方法 入札者の直接持参による入札

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除します。

(2) 契約条項を示す場所

3(1)に同じ。

(3) 入札の方法に関する事項

入札は、本人又はその代理人が行うものとし、ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出してください。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に108の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ① 参加する資格のない者
- ② 当該競争入札について不正行為を行った者
- ③ 入札書の金額、氏名及び陰影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- ④ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- ⑤ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- ⑥ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- ⑦ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ⑧ 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者
- ⑨ 1人で2以上の入札をしたもの
- ⑩ 代理人でその資格のない者
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(5) 入札の取りやめ等

入札の取りやめ等の取り扱いは、次のとおりとします。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ① 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

- ② 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- ③ 入札参加資格を有する者が2者以上いなかったときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

(6) 落札者の決定方法

- ① 本業務委託の入札においては、最低制限価格は設けていません。
- ② 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- ③ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- ④ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。
- ⑤ 入札の実施回数は3回を限度とし、落札者がいない場合は最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。